

小規模保育事業指導監査での指摘事項(令和4年度)

(別表1)

No.	項目	問題点	指導内容及び補足説明
1	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営規定が適切に定められていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めなければならない。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>事業の目的及び運営の方針</li> <li>提供する特定地域型保育の内容</li> <li>職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日</li> <li>保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額</li> <li>区分ごとの利用定員</li> <li>家庭的保育事業等の利用開始及び終了に関する事項並びに利用にあつたての留意事項</li> <li>緊急時等における対応方法</li> <li>非常災害対策</li> <li>虐待防止のための措置に関する事項</li> <li>その他の家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</li> </ol> </li> </ul> <p>【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第46条】</p>
2	重要事項説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員配置の確認日が記載されていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要事項説明書には事業の運営についての重要事項に関する規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担連携施設の種類、名称、連携協力の概要、その他利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記載しなければならない。</li> <li>次に掲げる事業の運営についての重要事項を記した文書を交付して保護者に説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>施設の運営方針</li> <li>提供する保育の内容</li> <li>保育時間(保育標準時間、保育短時間の設定時間及び延長時間)</li> <li>職員の勤務体制(職種、人数)</li> <li>保護者から支払いを受ける費用の種類(保育料、延長保育料、上乗せ徴収、実費徴収)</li> <li>子どもの区分(年齢)ごとの利用定員</li> <li>連携施設の種類、名称、連携協力の概要</li> <li>その他保育の選択に資すると認められる重要事項</li> </ol> </li> </ul> <p>【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第38条】</p>

3	各種規定等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働規則の勤務条件に休憩時間が記載されていなかった。</li> <li>・労働条件通知書に就労場所が記載されていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して労働基準法第15条第1項の規程により、労働基準法施行規則第5条に掲げる下記事項を明示し、書面により交付しなければならない。</li> <li>労働条件の明示義務に違反した場合は、30万円以下の罰金となる可能性もあります。</li> <li>(1)労働契約の期間</li> <li>(2)有期労働契約を更新する場合の基準</li> <li>(3)就業場所・従事する業務の内容</li> <li>(4)始業・終業時刻、残業の有無、休憩、休日、休暇、交代制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項</li> <li>(5)賃金の決定方法、計算方法、支払い方法、賃金の締切、支払い時期に関する事項</li> <li>(6)退職に関する事(解雇の事由を含む)</li> <li>(7)昇給に関する事</li> <li>※上記事項以外にも事業所で定める制度がある場合は、明示すること。</li> <li>【労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条】</li> <li>〈パート労働者の場合〉</li> <li>・パート労働者を雇い入れた場合は、上記事項に加え明示すべき事項として、昇給、退職手当、賞与の有無の明示が義務付けられている。</li> <li>【パートタイム労働者の適正な労働条件の確保のために】</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児介護休業法が改正されていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月1日及び10月1日と段階的に育児・介護休業法が改正されたので、規則の見直しを行うこと。</li> <li>規則から適用除外する職員を定める場合には、書面にて育児・介護休業等に関する労使協定を締結すること。</li> <li>【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第6条】</li> </ul>
4	設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭の現面積の記載がなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にこれに代わるべき場所を含む。)があること。</li> <li>・庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。</li> <li>【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第22条】</li> </ul>
5	連携施設の確保について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携協力に関する協定を結んでいなかった。</li> <li>・保護者に対する土曜日合同保育の同意書での確認がなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携協力内容、役割分担及び責任の所在等を書面にて明確化し、連携施設との間で協定を締結すること。</li> <li>協定書の内容については、次項の問題点、指導内容及び補足説明を参考にすること。</li> <li>【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて】</li> </ul>

6	保育士証等	保育士証の原本確認を行っていなかった。	<p>・偽造防止のためにも、保育士証の確認は必ず原本で行い、写しを保管する必要がある。写しには日付けの記載及び確認者の押印等、原本証明をすること。</p>
		結婚等で苗字が変わった保育士の保育士証が旧姓のままだった。	<p>・保育士が改姓した場合には、速やかに保育士証書換え交付申請手続きを行い、改姓後の保育士証の交付を受けること。事業所は改姓後の保育士証も原本確認し、写しを保管すること。</p>
7	非常災害対策	<p>・災害時における臨時休園の表記に誤りがあった。</p>	<p>・小規模保育事業者等は非常災害に対する具体的な計画を定めることとされている。この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害、土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定している。必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、地域の実情を鑑みた災害に対処できるものとする。</p> <p>【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条】</p> <p>【児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について】</p>
8	虐待の防止	<p>・虐待防止マニュアルを作成していなかった。</p>	<p>・不適切な養育を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るには、子ども等の情報や不適切な養育に関する考え方を職員間で共有し、適切な連携の下で対応をする必要がある。また、施設長及び職員の不適切な保育を未然に防止するためには、子どもの人権・人格を尊重する保育や不適切な接し方等について共通の認識を持つことが不可欠となる。</p> <p>虐待に係る事件及び事故の防止並びに早期解決に向けた取り組みとして、虐待防止に係る事項をマニュアル化し、職員間で共通認識の下、連携体制の確保に努めること。</p> <p>【保育所保育指針解説】</p> <p>【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条】</p>
		<p>・虐待防止のための職員に対する研修を実施していなかった。</p>	<p>・園児の人権擁護、虐待防止等に関する資質の向上を図るため、研修や勉強会等必要な措置を講ずること。</p> <p>【児童虐待の防止等に関する法律第4条3項】</p> <p>【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条各号】</p>
9	食事の提供	<p>・給食搬入委託契約書に安全管理上給食の積み下ろし作業について双方どちらが作業するか明確になっていない。</p> <p>・給食業務委託契約が交わされていないかった。</p> <p>・給食業務委託契約を交わしているが費用負担金額が記載されていないかった。</p>	<p>・食事における事故を未然に防止するために、調理完了から園児への食事の提供までの間に調理従事者以外の検食者による検食を実施すること。検食の際は、栄養的観点から園児の食事として質及び量は適当か、食育的観点から盛付など園児の立場にたった配慮がされているか、衛生的観点から異味・異臭、その他異常が感じられないかを確認する。検食した際には、検食時間、点検事項等を必ず記録すること。</p> <p>【保育所・認定こども園における「食事の提供に係る業務」実施要領改訂3版(長崎県)】</p> <p>【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条(1)、2】</p>

10	苦情への対応	・第三者委員の任期期間が設けられていなかった。	欠員など生じることも考慮しある一定の期間を設けること。
11	園児の健康診断及び歯科検診	・嘱託医と契約しているが、契約期間が切れていた。	・小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条】
12	事故発生防止	・傷害保険の支払額が姉妹園との合計金額になっていた。	・合算ではなく単一保育園での支払額を記載すること。
		・午睡記録表に確認者記載欄がなかった。	・乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故を防止する観点から、0歳児は5分、1・2歳児は10分に1回の睡眠時の観察が求められている。園児1人1人の呼吸・体位・睡眠状態等を点検し、SIDSを引き起こす可能性の高い0・1歳児に関しては、確認した内容を都度書面に記録すること。 また、2歳児においても定期的に観察、確認を行うこと。 【教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン】 【保育所等における乳幼児突然死症候群(SIDS)の防止及び救急対応策の徹底について(通知)】
13	職員配置	朝の時間帯及び延長保育時等の園児が少数となる時間帯に保育士(保育資格を有する園長を除く)1名の配置となる日が発生していた。	・園児が少数となる時間帯においても、開所時間を通じて最低2人の保育従事者による保育体制の確保が定められている。なお、朝夕など園児が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例により、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者に代替可能である。 【保育所等における保育士配置にかかる特例について(通知)】
14	会計・経理	・書帳簿の保存期間に誤りがあった。	・厚生労働省子ども家庭局標準文書保存期間基準を参考に保存期間を修正すること。